

(仮称) 宮城県がん対策推進条例骨子案と第4期宮城県がん対策推進計画等との比較表

骨 子 案	参 考
<p>1 前文</p> <p>本県におけるがん対策の推進の必要性について明示する。 具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。</p>	
<p>I 総則に関する事項</p> <p>2 目的</p> <p>この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割等を明らかにするとともに、本県の特성에応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項の規定により知事が策定する宮城県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人ひとりががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	
<p>3 定義</p> <p>具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。</p>	

骨 子 案	参 考
<p>4 基本理念</p> <p>がん対策の推進は、国、県、市町村、県民、保健医療福祉関係者、がん患者団体（がん患者及びその家族等（以下「がん患者等」という。）で構成される団体その他のがん患者等の支援を目的とする団体をいう。以下同じ。）、医療保険者、教育関係者及び事業者の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。</p>	
<p>(1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 28</p> <p>分野別目標(1) 【がん予防】 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんを予防する方法を普及啓発するとともに、研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率が減少、全国平均を下回ることを目指します。 ・県民が利用しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がんの死亡率が減少、全国平均を下回ることを目指します。
<p>(2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供</p> <p>具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 28</p> <p>分野別目標(2) 【がん医療】 患者本位で持続可能ながん医療の提供</p> <p>適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんゲノム医療をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させ、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率が減少し、全国平均より改善することを目指します。

骨 子 案	参 考
<p>(3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。</p>	<p>・さらに、支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質が向上することを目指します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 28 分野別目標(3) 【がんとの共生】がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す</p> <p>・がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることのできる環境を整備し、関係者等は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図り、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上することを目指します。</p>
<p>5 関係者の責務等</p>	
<p>(1) 県の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、本県の特성에応じたがん対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ・がん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民及び関係者と一体となった取組を推進しなければならない。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 97 行政の役割 > 県の役割 県民、医療機関、大学等学術研究機関、医師会等、検診実施機関、事業者、関係団体及び市町村など幅広い主体との協働や情報共有のもとに、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。</p>

骨 子 案	参 考
<p>(2) 市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、住民のがんの予防行動を促進するため、適切な精度管理の下でがん検診を行うよう努めるとともに、生活習慣の改善やがん検診の受診促進に向けた普及啓発、受診勧奨等により、受診率の向上に努める。 ・ 希望するがん患者が地域で安心して療養できるよう、関係機関との連携の推進に努める。 ・ 国及び県が実施する施策に協力するよう努める。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.97 行政の役割 > 市町村の役割</p> <p>県民のがんの予防行動を推進するため、精度の高いがん検診を実施するとともに、がん検診の受診促進に向けた普及啓発や受診勧奨等により、受診率の向上に努めることが必要です。また、希望する患者が地域で療養できるよう、地域包括ケア体制の担い手として、関係機関との一層の連携推進が必要です。</p>
<p>(3) 県民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、喫煙、過剰飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努める。 ・ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.94 県民に期待される役割</p> <p>がん対策は県民を中心として展開されるものです。県民は、喫煙、過剰飲酒、食生活及び運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、医療従事者と協力しながらの治療など、主体的かつ積極的な行動に努めることが必要です。</p>
<p>(4) 保健医療福祉関係者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、がんの予防に寄与するとともに、がん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療、福祉サービス及びがんに関する情報を提供するよう努める。 ・ 国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）</p> <p>（医師等の責務）</p> <p>第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。</p>

骨 子 案	参 考
<p>(5) 医療保険者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施するがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努める。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.96</p> <p>医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割 > 医療保険者</p> <p>国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む）に関する研修会などにより普及啓発等の施策に協力します。</p>
<p>(6) 教育関係者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けられるよう、適切ながん教育の推進に努める。 ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 	
<p>(7) 事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念にのっとり、従業員に対するがんの予防に関する啓発及びがん検診の受診勧奨に努めるとともに、従業員やその家族等ががんになり患した場合における雇用の継続、就労環境の整備等に配慮するよう努める。 ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.96</p> <p>医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割 > 事業主</p> <p>県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し、早期に発見することができるようがん検診の受診勧奨を積極的に推進します。</p> <p>従業員ががんになっても治療と仕事を両立できる環境整備等へ配慮するなど、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努め、市民公開講座への受講機会を確保するなど国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力することが望まれます。</p>

骨 子 案	参 考
<p>Ⅱ 施策に関する事項</p> <p>6 基本的施策等</p> <p>(1) がんの予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずる。 ・ 県は、喫煙率の低下及び受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）の防止のために必要な施策を講ずる。 	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （がんの予防の推進）</p> <p>第十三条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 30～31 がんの一次予防 > 喫煙（受動喫煙を含む）について</p> <p>(1) 多様な主体による喫煙の健康影響に関する普及啓発</p> <p>県は、多様な主体と連携し、各種イベントやキャンペーンなどを活用して、喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する知識の啓発や禁煙に関する情報提供を行います。</p> <p>市町村や医療機関と連携を図りながら、妊娠中の喫煙による妊婦や胎児への影響等の知識の普及に取り組みます。</p> <p>20歳未満の喫煙防止のため、児童・生徒や保護者に向けた啓発など学校保健と連携した取組を推進するとともに、喫煙の健康影響に関する認識を深め、社会全体で未成年者を喫煙の影響から守ろうとする機運の醸成に向けた情報共有も行います。</p> <p>(2) 望まない受動喫煙が生じない環境づくり</p> <p>県は、市町村や関係団体等と連携を図りながら、制度の周知と健康増進法を順守した受動喫煙防止対策が徹底されるように取組を行います。また、受動喫煙防止のための社会環境整</p>

骨 子 案	参 考
	<p>備に取り組む施設を増やし、職場や飲食店における受動喫煙のない環境づくりを推進します。</p> <p>子どもや妊婦に与える受動喫煙の健康影響についての理解を深め、家庭での受動喫煙防止対策に対する意識の向上を図ります。</p> <p>(3) 禁煙支援に係る情報発信</p> <p>県は、医療機関や禁煙支援薬局等と連携を図りながら、喫煙者が禁煙を意識する機会が持てるような情報提供を行い、禁煙を実施するための支援策を講じます。また、禁煙外来のある医療機関や禁煙支援薬局などの情報提供を行い、禁煙に向けた支援を推進していきます。</p> <p>(4) 喫煙の健康影響に関する知識の普及</p> <p>県は、市町村や関係団体等と連携を図りながら、喫煙や受動喫煙の健康影響に関する意識向上のため普及啓発活動を一層推進します。特に、肺がんなどの呼吸器疾患との関わりに関する知識については、更なる普及に向けた啓発の強化を行います。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 33～34</p> <p>がんの一次予防 > その他の生活習慣について > 栄養・食生活</p> <p>(1) 健康的で持続可能な食環境づくりの推進</p> <p>県は、健康な食事へのアクセスや正しい栄養・食生活の情報アクセスが容易になることで、減塩や野菜摂取増加など食生活の改善を後押し、自然に健康になれる食環境づくりを展開します。</p> <p>推進に当たっては、企業・大学・マスコミなど、食や情報を支える関係機関・団体と連携・協働し、多様な主体が参画している「宮城県食育推進プラン」と連動した宮城らしい「健康な食事」が実践しやすい、持続可能な食環境づくりを推進します。</p> <p>さらに、地域の特性を踏まえて、市町村が実施する食環境づくりの取組との連動を図ります。</p>

骨 子 案	参 考
	<p>(2) 栄養・食生活に関する正しい情報の共有</p> <p>県は、バランスのとれた食生活や、食品選択、食事の適量摂取など適切な食習慣・食行動の定着を促すため、多方面からの食育活動を推進します。また、食環境づくりの一環として、デジタル技術の活用やインターネット、SNS、マスメディア等との連携による、栄養・食生活や食品の栄養成分表示の活用など正しい情報にアクセスしやすい環境づくりを推進します。</p> <p>特に、生活習慣病予防のため、野菜、食塩、アルコールなど食品の選択や栄養成分表示などの健康・栄養情報の活用について普及啓発を図ります。</p> <p>(3) 効果的な栄養・食生活の実態把握の実施と情報共有に関わる人材育成</p> <p>県は、市町村や大学等と連携し、定期的に県民の栄養・食生活のモニタリングによる、効果的な減塩対策や、栄養・食生活の見える化など新たな普及方策を検討し、展開します。</p> <p>正しい情報の伝達を図るため、管理栄養士や食生活改善推進員等のボランティアなど、栄養・食生活に関わる人材育成を県栄養士会ほか関係団体と連携・協力により実施します。</p> <p>(4) 食を通じた地域・社会とのつながりの促進</p> <p>共食の機会の増加により、食事の質の向上が期待されていることから、県は、その意義について関係機関との積極的な情報共有を図ります。</p> <p>市町村や食生活改善推進員活動などの地域活動に加え、職場や施設等で共食や食の体験の機会の増加について市町村や関係団体等との連携・協働により推進します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 34～35 がんの一次予防 > その他の生活習慣について > 身体活動・運動</p> <p>(1) 身体活動や歩数増加の機会の増加</p> <p>保育・教育委機関、職場、地域などにおいて、身体を動かすレクリエーションやスポーツ、歩数増加などのイベントが実施され、定着することにより、運動習慣や身体活動量増加の契機となるよう、県は、スマートみやぎ健民会議をはじめとし、保育・教育機関、職場、地域</p>

骨 子 案	参 考
	<p>などによる取組を促進します。</p> <p>(2) 歩きやすい・歩きたくなるまちづくり</p> <p>歩くことは、健康増進にとどまらず、街を歩くことによって生まれる様々な交流がコミュニティ活動や社会参加を促し、フレイル予防の効果も期待されることから、県は、関連部局や市町村と連携し、「歩きやすい・歩きたくなる」まちづくりを推進します。</p> <p>(3) PHR の活用促進</p> <p>県は、健診データ等から、歩数や身体活動量の増加など自身の健康管理に利活用できるよう、PHR の基盤を構築し、活用を促進します。</p> <p>(4) 身体活動・運動に関する情報発信</p> <p>県は、市町村や関係団体等と連携を図りながら、自分の1日の歩数や身体活動量の意識付けが図られるよう、適切な身体活動量や実践方法等に関する正しい知識の情報共有に取り組めます。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 35</p> <p>がんの一次予防 > その他の生活習慣について > スマートみやぎ健民会議</p> <p>県は、産学官連携で推進する「スマートみやぎ健民会議」を核として、より実効性を持った取組を推進していきます。</p> <p>また、平成20(2008)年度の特健診・保健指導開始以来、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は全国ワースト下位の状況が続いており、今後も生活習慣病の増加が懸念されることから、特定保健指導の充実や実施率向上など、メタボリックシンドローム対策とあわせて、がん・生活習慣病予防のための普及啓発を強化していきます。</p>

骨 子 案	参 考
<p>(2) がんの早期発見の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずる。 <p>①がん検診を受診しやすい環境整備、がんの予防への意識向上に資する知識の普及啓発その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策</p> <p>②がん検診の精度管理（がん検診に係る事業評価並びに市町村及び検診実施機関に対する指導及び助言をいう。）の推進その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の質の向上を図るために必要な施策</p>	<p>第 4 期宮城県がん対策推進計画 P. 40</p> <p>がんの早期発見、がん検診（2次予防）</p> <p>県は、受診率の向上に向けて、市町村及び検診実施機関や医師会等の関係機関と連携するとともに、「ナッジ理論」に基づいた受診勧奨や市町村の好事例等を紹介した「受診率向上施策ハンドブック（第3版）」を活用し、より効率的な施策を推進していきます。</p> <p>加えて、国庫補助事業である「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」や県の補助事業である市町村振興総合補助金により、市町村が行う個別の受診勧奨・再勧奨を支援するとともに、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備や受診者の立場に立った利便性の向上など、がん検診を受診しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、がん教育事業や協定企業と連携して実施する啓発活動により、がんに関する正しい知識を普及させ、がん予防への意識向上を図ります。がん検診受診率 70%を目指すためには、職域におけるがん検診の受診率向上が重要となります。働く世代のがん罹患が多いにも関わらず、就職後のがん教育の機会が少ないことや、若年期女性の子宮頸がんの罹患数が増加している一方で検診の受診率が低いことから、働く人と若年女性への普及啓発を強化します。</p> <p>第 4 期宮城県がん対策推進計画 P. 42 がん検診の精度管理等について</p> <p>県は、引き続き、市町村や検診実施機関、医師会と連携しながら「宮城県生活習慣病検診管理指導協議会」において、がん検診に係る事業評価を実施し、市町村や検診実施機関に向けて検診体制の改善に向けた指導・助言と県民への情報提供を行います。</p>

骨 子 案	参 考
<p>(3) がん医療の提供体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、医療機関等と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備を進め、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備その他の必要な施策を講ずる。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.51 がん医療提供体制等</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、高度な手術療法の提供については、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切な放射線療法を受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な放射線療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を進めます。</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者が、病態や生活背景等、それぞれの状況に応じた適切かつ安全な薬物療法を外来も含め適切な場で受けられるよう、標準的治療の提供に加えて、科学的根拠に基づく高度な薬物療法やがん遺伝子パネル検査を踏まえた薬物療法の提供についても、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備等の取組を推進します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.83～84 ライフステージに応じたがん対策</p> <p>県及び小児がん拠点病院、小児がん連携病院、「小慢さぼーとせんたー」は、小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立・心理的課題に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携した切れ目のない支援の体制整備を推進します。</p>

骨 子 案	参 考
<p>(4) がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、小児又はAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。）において発症するがんの患者、性別による特有のがんの患者、高齢のがんの患者、希少がん、難治性がんその他のがんの患者等が、がん患者等の状況及びがんの特性に応じ、適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずる。 	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 65 希少がん、難治がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）</p> <p>県は、患者やその家族等への情報提供の更なる推進のため、宮城県がん診療連携協議会や東北大学病院が運営する「がん情報みやぎ」と連携しながら、患者やその家族等の目線に立った分かりやすい情報提供を推進します。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 67 小児がん及びAYA世代のがん対策</p> <p>県は、小児がん拠点病院等と、拠点病院等や地域の医療機関等との連携を含め、地域の実情に応じた小児・AYA世代のがん医療提供体制を整備するとともに、診療科横断的、施設横断的、地域横断的な取組を推進します。</p> <p>また、成人移行期にある小児慢性特定疾病等の患者に対応できる成人診療科への連携を円滑に行うため、各地域・各領域で対応可能な成人期の診療科・医療機関の情報を把握・公表するとともに、成人移行支援が必要な小児慢性特定疾病患者等に係る相談に対応し、これら診療科・医療機関間の調整等を行うなど、成人移行支援の拠点的役割を担う機関（成人移行支援センター）の早期の設置・運営を目指します。</p> <p>県は、成人移行支援に関する医療従事者向けガイドを、医療従事者が活用できるよう提供に取り組みます。</p>
<p>(5) 相談支援及び情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等からのがんに関する相談支援及び情報提供が適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずる。 <p>①がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供体制の整備の促進</p> <p>②がん患者等及びがん経験者によるがん患者等に対する支</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 72～73 相談支援及び情報提供</p> <p>県は、宮城県がん診療連携協議会と連携し、患者会活動の充実を図るため、「がん患者会・サロンネットワークみやぎ」の運営支援を行います。また、ピアサポーターについて、国が作成した研修プログラムを活用して養成研修を行うとともに、ピアサポートの普及を図り、拠点病院等におけるピアサポーターとの連携協力体制やがん教育等の外部講師派遣等の構築を推進します。</p> <p>県は、がん患者やその家族のみならず、県民が必要とする情報を得られるよう、宮城県がん</p>

骨 子 案	参 考
<p>援活動の促進</p> <p>③がん患者等に対する相談支援に携わる人材の育成</p> <p>④県民（がん患者等を含む。）に対するがんに関する情報提供の推進</p> <p>⑤①から④に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実を図るために必要な施策</p>	<p>診療連携協議会や東北大学病院が運営する「がん情報みやぎ」と連携し、がんに関する情報の発信を推進します。</p>
<p>(6) 緩和ケアの推進</p> <p>・ 県は、医療機関等と連携し、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、次に掲げる施策を講ずる。</p> <p>①がん患者等の病状、居住する地域等にかかわらず、適切な緩和ケアを受けられることができる体制の整備の促進</p> <p>②緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成</p> <p>③①、②に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P. 74</p> <p>社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援</p> <p>施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅における緩和ケアも含めた療養体制の整備 ○ 訪問医療や介護サービス事業所等の連携促進と人材の育成

骨 子 案	参 考
<p>(7) がん患者等が抱える社会的な問題への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等の療養生活の質を向上させ、身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、がん治療を受けながら社会生活及び日常生活を営むことができるよう、がん患者等に対する相談支援及び情報提供、がんに対する正しい知識の普及とがん患者等への理解に対する普及啓発その他の必要な施策を講ずる。 	<p>第 4 期宮城県がん対策推進計画 P. 75 がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援） 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 治療と仕事との両立や就労に関する相談支援の推進 ○ 外見の変化に起因するがん患者の苦痛の軽減・相談支援 ○ がんに対する正しい知識の普及とがん患者への理解に対する普及啓発
<p>(8) がん研究の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、研究機関、医療機関、企業等との協働の下、がん医療に係る医薬品、医療機器、医療技術等の研究、研究成果の普及及び活用等が円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。 	<p>第 4 期宮城県がん対策推進計画 P. 85 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進</p> <p>県では、東北大学病院が臨床研究中核病院ならびにがんゲノム医療中核拠点病院に指定され、東北地区における臨床研究の拠点として、東北メディカルメガバンク機構(ToMMo)、臨床研究推進センター(CRIETO)、未来型医療創成センター(INGEM)および個別化医療センター(P-MEC)を中心に、医療機関や企業と連携し臨床研究実施のための体制を推進してきました。また、拠点病院等において、臨床研究の成果を広報するとともに、臨床研究体制の整備を図ってきました。</p> <p>しかし、現在、医薬品開発分野では欧米に遅れを取り、いわゆるドラッグラグ・ロスが社会問題となっています。</p> <p>がん研究により、がん医療に係る医薬品（診断薬を含む。）、医療機器及び医療技術の開発が欧米に遅れることなく進むとともに、それらの速やかな医療実装が求められています。</p>
<p>(9) 医療従事者の育成・確保の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、がん医療に携わる専門性の高い人材及び地域のがん医療、緩和ケア等を担う人材の育成並びに確保を支援するために必要な施策を講ずる。 	

骨 子 案	参 考
<p>(10) がん教育、がんに関する知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、県民が、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずる。 	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）</p> <p>第五節 がんに関する教育の推進</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.88 がん教育、がんに関する知識の普及啓発</p> <p>県及び市町村は、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進するために、関係機関との協議の場を設け検討していくとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図るとともに、学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実、外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備します。</p> <p>県は、生活習慣が原因とならないがんもあることや、予防によりがんのリスクを軽減できること、早期発見が可能ながんもあることなど、がんに対する正しい知識について、市町村や県の広報誌、マスメディア、ソーシャルメディア等、あらゆる手段により広報するとともに、引き続き、大人向けのがん教育として出前講座を実施します。また、がん予防や早期発見につながる行動の変容を促すとともに、自分や身近な人ががんに罹患しても、それを正しく理解し、向き合うことができるよう、協定締結企業・団体や拠点病院等を始めとした関係機関と連携しながら普及啓発を推進します。</p>
<p>(11) がん登録の利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、がん検診の受診勧奨及び精度管理、がん医療の向上等が図られるよう、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）の利活用の推進のために必要な施策を講ずる。 	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>八 がん患者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の保護</p>

骨 子 案	参 考
<p>・ 県は、がん登録の利活用に当たっては、がん患者の個人情報保護について適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>について適正な配慮がなされるようにすること。</p> <p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.90 がん登録の利活用の推進</p> <p>県は、全国がん登録の届出が県内の全病院に義務づけられていることを踏まえ、各病院における実務者向けの研修会を継続的に開催し、更なる精度の向上を図るとともに、宮城県がん診療連携協議会と連携して、がん登録の実務者の育成を推進します。</p> <p>県は、科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実に役立てるため、宮城県がん登録事業を通して、個人情報保護に留意しながら、医療圏別、保健所別、市町村別などの地域別のがんの罹患の情報の提供を行うとともに、市町村によるがん登録情報の利用を推進します。</p> <p>また、院内がん登録については、がん診療の実態を把握するとともに、他の施設と比較することで、がん医療の質の向上に寄与することが期待されています。現在、参加施設が限られているため、より精度の高いがん登録情報を利活用してもらうため、引き続き、参加していない施設などに対して、広く呼びかけていきます。</p> <p>県は、県民のがんに対する理解の促進や、患者やその家族による医療機関の選択に資するよう、希少がんや小児がんの情報を含め、がんに関する情報を適切に提供し、また、県民が活用できるように関係機関と連携して普及啓発を推進します。</p>
<p>(12) 県民のがん対策への参画</p> <p>・ 県は、関係者と連携し、県民（がん患者等を含む。）が一体となってがん対策を推進するために必要な施策を講ずる。</p>	<p>第4期宮城県がん対策推進計画 P.92 患者・市民参画の推進</p> <p>県は、県民本位のがん対策を推進するため、宮城県がん対策推進計画の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び宮城県がん診療連携協議会等への参画を推進します。」</p> <p>県は、県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。</p> <p>また、条例制定に向けた議論や機運の高まりを捉えて、県民のがんに関する関心を高めることにより、条例の趣旨が県民に広く浸透するよう啓発を進め、がん患者を含めた県民が一体と</p>

骨 子 案	参 考
	<p>なって、がん対策をより一層推進していきます。</p>
<p>Ⅲ 体制整備等に関する事項</p>	
<p>7 推進体制の整備</p>	
<p>(1) 宮城県がん対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。 ・知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、宮城県がん対策推進協議会（がん対策推進協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十六号）第一条に規定する宮城県がん対策推進協議会をいう。）の意見を聴かなければならない。 ・知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 ・知事は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表しなければならない。 	<p>がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号） （都道府県がん対策推進計画）</p> <p>第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>がん対策推進協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十六号） （設置）</p> <p>第一条 知事の諮問に応じ、宮城県がん対策推進計画の策定その他がん対策の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
<p>(2) 財政上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。 	